防犯地域パトロール協力員

自主パトロール実施要領

既にたくさんの市民の方に『防犯地域パトロール協力員』として登録していただいております。自主パトロールの方法は個人・グループにより様々ですが、トラブルを防ぐため、以下の注意事項をお守りください。

■活動

■個人での活動

散歩やウォーキングを行う際に、腕章を着用してパトロール活動を行ってください。可能であれば、下校時刻(午後2時~4時ごろ)の通学路を中心にお願いいたします。



■グループでの活動

協力員同士でグループ(地区・町内・PTA等)を結成し、パトロール日を決めたり当番表を作成するなどして行うパトロール活動は、防犯効果だけでなく、地域のコミュニティづくりにも役立ちます。

協力員の方でグループを結成された場合には、安心安 全課あてにご連絡ください。



■パトロール中の注意事項

- ①危険なことは行わず、犯罪や不審者などを目撃したら 警察に通報する
- ②トラブルによるケガも警察に通報する
- ③交通の妨げになるような交通整理はしない

自主パトロールの目的は犯人逮捕や取締りではなく、犯罪の起こりにくい環境づくりです。事件・事故は無理に自分で解決しようとせず、警察に通報してください。また、万一トラブルに巻き込まれてケガをした場合も、警察に通報してください。通報がないと、保険(※)が適用されないことがあります。

※協力員は原則としてボランティア保険に加入していますが、行政役員や団体としての 保険に入っている方はそちらで対応させていただく場合がありますので、事務局にご 相談ください。

■腕章について

登録していただいた協力員には腕章を貸与いたします。パトロール中は必ず腕章を着用してください。また、悪用を防ぐため以下の注意事項をお守りください。

■腕章を他人に貸さない

貸与した腕章は、他人には貸さないでください。

■協力員をやめる時は安心安全課へ返却する

やむを得ず協力員としての登録を削除したい場合、お手数ですが安心安全課へ返却して下さい。

事情により返却が困難な場合、再利用できない形で廃棄したうえで安心安全課までご連絡ください。

■お問い合わせ

新規登録や変更、各種ご連絡・ご相談は下記までお願いいたします。

■伊勢崎市 総務部安心安全課(市役所東館3階)

〒372-8501

伊勢崎市今泉町2丁目410番地

TEL 0270-27-2706

FAX 0270-26-6123

E-Mail anshinanzen@city.isesaki.lg.jp